

北九州市水道局管理規程第37号

北九州市下水道条例施行規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田 一彦

北九州市下水道条例施行規程

(排水設備を公共ます等に固着する技術上の基準)

第1条 北九州市下水道条例(昭和39年北九州市条例第39号。以下「条例」という。)第3条第3号に規定する管理者が定める工事の実施方法は、次に掲げる技術上の基準によるものとする。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバード上流側に接続し、かつ、ますの内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(2) 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底以上の箇所必要の穴を開け、ますの内壁に突き出ないよう差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

2 前項の基準により難い特別の理由があるときは、その都度管理者の指示を受けなければならない。

(排水設備の構造の基準)

第2条 排水設備の構造は、次に定める基準によるものとする。

(1) 管渠

ア 管渠の構造は、暗渠とすること。ただし、雨水のみを排除するものにあっては、この限りでない。

イ 排水管の内径及び勾配は、排除目的に応じて別表第1及び別表第2によること。

ウ 排水管の土かぶりは、宅地内では20センチメートル以上、私道内では45センチメートル以上を標準とし、公道内では当該道路の管理者の指示するところによること。

エ 排水管の起点(雨水排水管の起点に限る。)、合流点、屈曲点その他内径及び管種が異なる排水管の接続箇所又は勾配を変える箇所には、ますを設けること。ただし、掃除及び検査の容易な場所にあっては、ますによらず排水用異形管又は掃除開口によることができる。

オ 管径を異にする排水管の接続は、管頂接合方式によること。

カ 排水管の直線部では、排水管の内径の120倍以下の間隔でますを設けること。

(2) ます

ア ますの構造は内径15センチメートル以上の円形又は角形の鉄筋コンクリート、塩化ビニールその他これらに類する材質のものとし、汚水ますの底部には排水管の内径に応じてインバートを設け、雨水ますには深さが15センチメートル以上の泥だめを設けること。

イ ますには、鉄筋コンクリート、鋳鉄、塩化ビニールその他これらに類する材質の密閉蓋を架すること。ただし、雨水ますにあっては、格子蓋を架することができる。

(3) 防臭装置

排水設備のうち管理者が指示するものには、防臭装置を設けること。

(4) ごみよけ装置

下水の流通を妨げる固形物を排出するおそれのある場所の吐口には、固形物の排出管への流入を有効に防止できるごみよけ装置を取り付けること。

(5) 油脂遮断装置

油脂販売店、自動車修理工場、料理店その他これらに類する油脂類を多量に排出する場所の吐口には、油脂遮断装置を設けること。

(6) 沈砂装置

洗車場その他これに類する場所で、土砂を多量に排出する吐口には、排水管への土砂の流入を有効に防止できる砂だまりを設けること。

(7) 通気管

ア 油脂販売店、自動車修理工場、自動車車庫その他これらに類する引火及び爆発のおそれのある油脂を排出する場所においては、油脂遮断装置及びためますに単独の通気管を設けること。

イ 2階建て以上の建物で、2以上の階に排水設備を設ける場合には、通気管を設けること。

(8) その他

ア 水洗便所にあつては、排出された汚物が公共下水道に完全に流達できる水量を持つ構造とすること。

イ 下水の自然流下が充分でないところにおける排水は、ポンプ施設によること。

ウ 下水の逆流によって被害を受ける地下室その他これに類する場所では、逆流を阻止できる装置を設けること。

エ 排水設備には、用途相当の強度を持ち、耐水及び耐久性のある材料を使用して、漏水及び漏気を最少限度とし、衛生上支障のない構造とすること。

(排水設備等の計画の確認申請)

第3条 条例第6条第1項又は第2項の規定による申請のうち排水設備又は排水施設に係る申請は、次に掲げる事項を記載した排水設備・排水施設新設等計画確認申請書を管理者に提出して行うものとする。

(1) 申請者及び使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 排水設備又は排水施設の設置場所

(3) 工事の種別

(4) 家屋の建替工事に伴い排水設備又は排水施設の工事を行う場合において、撤去される既設家屋に居住していた世帯数

(5) 排水設備又は排水施設の工事を施行する条例第8条第1項の排水設備指定工事店（以下「排水設備指定工事店」という。）の名称及び指定番号

(6) 使用水種

(7) 家庭用又は営業用の別

2 前項の排水設備・排水施設新設等計画確認申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

(1) 設計図

(2) 工事見積書（排水設備工事費の助成又は貸付けを受ける場合に限る。）

3 条例第6条第1項又は第2項の規定による申請のうち除害施設に係る申請は、次に掲げる事項を記載した除害施設新設等計画確認申請書を管理者に提出して行うものとする。

(1) 申請者及び使用者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 除害施設の設置場所

(3) 公共下水道への排出箇所数

(4) 排出水量

(5) 処理方法

(6) 施設名称

(7) 着工及び完成の予定年月日

(8) 着工前及び完成後の排水の水質

4 前項の除害施設新設等計画確認申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 施設構造図

(3) 排水系統図

(排水設備指定工事店の指定の申請)

第4条 排水設備指定工事店の指定を受けようとする者(第1号及び第6条において「申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 営業に適する店舗(以下「営業所」という。)の名称

(3) 営業所の所在地

(4) 営業所の位置の見取図(継続申請の場合を除く。)

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

(2) 工事用機具及び材料調書

(3) 納税証明書

(4) 第5条第2号の規定により専属する責任技術者の名簿

(5) 営業所の敷地内の配置図及び営業所の写真

(指定の要件)

第5条 排水設備指定工事店の指定は、次に掲げる要件に適合している者に対して行う。

(1) 福岡県の区域内に営業所を有すること。

(2) 管理者が第12条第1項の規定により登録した者(以下「責任技術者」という。)が1名以上専属していること。

(排水設備指定工事店証の交付等)

第6条 管理者は、排水設備指定工事店を指定したときは、申請者に北九州市排水設備指定工事店証(以下「排水設備指定工事店証」という。)を交付する。

(指定の時期及び有効期間)

第7条 排水設備指定工事店の指定は、毎年6月に行う。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、6月以外の月においても指定を行うことができる。

2 前項の指定の有効期間は、5年とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、その有効期間を5年以内とすることができる。

(排水設備指定工事店の義務)

第8条 排水設備指定工事店は、法令の規定を守り、公正な契約を締結し、誠実かつ迅速に工事を施行するほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 排水設備指定工事店証を営業所の見やすい場所に掲示するよう努めること。
- (2) 条例第6条第1項の排水設備等の新設等を行おうとする者又は当該排水設備等に係る同項の確認を受けた事項を変更しようとする者が同項又は同条第2項に規定する管理者の確認を受けたことを確認した上、工事を施行すること。
- (3) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由なくしてこれを拒まないこと。
- (4) 責任技術者の監理のもとに工事を施行すること。
- (5) 条例第7条第1項の検査の終了後においても、検査後1年以内に排水設備指定工事店の責に任ずべき理由により生じた故障については、無償で修理すること。
- (6) 排水設備指定工事店の名義を他の者に貸し、又は請け負った工事を他の者に請け負わせないこと。

2 管理者は、排水設備指定工事店に対して、前項の義務を履行させるために必要な指導又は指示をすることができる。

(届出)

第9条 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 営業の全部若しくは一部を中止し、又は営業を廃止しようとするとき。
- (2) 組織を変更しようとするとき。

2 排水設備指定工事店は、次の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 第5条に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 専属の責任技術者に異動があったとき。
- (3) 営業所の住所、名称及び代表者を変更したとき。
- (4) 排水設備指定工事店証を紛失したとき。

(指定の停止及び取消し)

第10条 管理者は、排水設備指定工事店が次の各号のいずれかに該当する場合は、その指定を停止し、又は取り消すことができる。

- (1) 第5条に規定する指定の要件を欠くに至ったとき。

(2) 排水設備指定工事店としてふさわしくない行為があったとき。

2 排水設備指定工事店は、前項の規定により指定を停止され、又は取り消されたときは、排水設備指定工事店証を直ちに管理者に提出し、又は返納しなければならない。

(告示)

第11条 管理者は、排水設備指定工事店を指定したとき又は排水設備指定工事店の指定を停止し、若しくは取り消したときは、その都度これを告示する。

(責任技術者の登録等)

第12条 責任技術者の登録は、次の各号のいずれかの要件に適合している者に対して行う。

(1) 福岡県下水道協会が福岡県内の統一試験として実施する福岡県下水道排水設備工事責任技術者試験（以下「責任技術者試験」という。）に合格した者

(2) 福岡県内の他の地方公共団体において現に責任技術者の登録に相当する登録、指定等を受けている者

2 前項の責任技術者の登録の有効期間は、5年とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、その有効期間を5年未満とすることができる。

3 第1項の責任技術者の登録の有効期間満了後も引き続き責任技術者になろうとする者は、福岡県下水道協会の開催する講習を受けることにより、責任技術者試験を受けないで、更新の登録を受けることができる。

(責任技術者の登録の申請等)

第13条 前条第1項の責任技術者の登録又は同条第3項の更新の登録を受けようとする者は、登録申請書に写真その他管理者が必要と認めて指示する書類を添えて、管理者が指定する日までに管理者に提出しなければならない。

(責任技術者証等)

第14条 管理者は、責任技術者の登録をしたときは、排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を交付する。

2 責任技術者は、責任技術者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(登録の取消し)

第15条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、責任技術者の登録を取り消すことができる。

(1) 責任技術者試験の合格を取り消されたとき。

(2) 条例又はこの規程に違反したとき。

(3) 排水設備等の工事で重大な誤りがあったとき。

2 責任技術者は、前項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を管理者に返納しなければならない。

(届出)

第16条 責任技術者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 業務を中止し、又は廃止したとき。

(2) 勤務先を変更したとき。

(3) 責任技術者証を紛失したとき。

(一時使用の申請)

第17条 条例第11条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を管理者に提出して行うものとする。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 使用の場所

(3) 使用の目的

(4) 水質及び固形物等の有無

(5) 1日の予定排水量

(6) 排水の方法

(7) 工事施行業者の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる図面及び図書を添付しなければならない。

(1) 申請地の付近見取図

(2) 申請地の平面図及び断面図

(3) 公共下水道の使用方法を示す図書

(4) 条例第11条第2項の除害施設又は管理者が必要と認めて指示する施設の平面図及び構造図

(使用料の算定の定例日)

第18条 条例第14条の定例日は、条例第16条第1項第1号に掲げる場合にあっては北九州市水道条例（昭和38年北九州市条例第119号）の水道の使用水量の計量の日（以下この条において「水道水の計量の日」という。）、同項第2号に掲げる場合にあっては月の末日又は管理者が別に定める日、同項第3号に掲げる場合にあっては水道水の計量の日又は管理者が別に定める日とする。

(基本汚水排除量の数値等の換算の方法等)

第19条 条例第15条第1項に規定する月の中途において下水道の使用を開始し、又は中止した場合の使用料の算出に係る条例別表第4に掲げる基本汚水排除量の数値及び基本使用料の額並びに従量汚水排除量の数値の換算については、別表第3に定めるとおりとする。

2 前項の規定により換算して得た従量汚水排除量の数値に基づき算出した額に1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(加算料金の対象基準)

第20条 条例第15条第2項の管理者が定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとし、同項の管理者が定める水量は、1月について1,250立方メートルとする。

(1) 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に200ミリグラム

(2) 化学的酸素要求量 1リットルにつき200ミリグラム

(3) 浮遊物質量 1リットルにつき200ミリグラム

(汚水排除量の認定等)

第21条 条例第16条第1項第2号の規定による使用水量の認定の基準は、次に掲げるところによる。

(1) 家事に専用する場合は、1世帯3人までは1月10立方メートルとし、3人を超えるときは1人増すごとに3立方メートルを加算する。

(2) 月の中途において下水道の使用を開始し、又は中止した場合は、前号の規定により認定した使用水量に、当該使用に係る日数を当該使用に係る月の日数で除して得た数を乗じて得た数値を当該使用に係る使用水量とする。この場合において、当該使用水量に小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(3) 第1号に掲げる場合で水道水と併用するときは、水道水以外の水の使用水量については、認定の対象としない。

(4) 家事のほか、営業に使用する場合は、人員、業態、揚水方式、業者の申出数量その他参考となるべき事項を考慮して認定する。

(5) 前号の規定により認定した使用水量は、別に計量しない限り毎月同量とみなす。

2 管理者は、条例第16条第1項第3号又は前項第4号の規定により汚水排除量を認定したときは、認定通知書により使用者に通知する。

(汚水の水質の検査方法等)

第22条 条例第16条の2第2項の管理者が定める水質の検査方法は、下水

の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年^{厚生省}令第1号）又は日本工業規格K0102-17に定める方法による。^{建設省}

2 条例第16条の2第2項の規定により管理者が汚水の水質を認定した場合は、認定通知書により使用者に通知する。

（使用料の徴収方法）

第23条 使用料は、持参又は口座振替の方法により2月ごとに徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

（徴収事務の委任等）

第24条 地方自治法（昭和22年法律第67号）附則第6条第3号に規定する損傷負担金、工事負担金及び使用料（以下「使用料等」という。）の徴収に関する事務のうち、次に掲げる事務に係る同法第231条の3第3項の規定により地方税の滞納処分の例によることができるとされる使用料等の滞納処分に係る徴税吏員の権限を地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定により使用料等の徴収に関する事務に従事する職員に委任する。

（1） 使用料等に係る徴収金の徴収に関する調査のための質問又は検査に関すること。

（2） 使用料等に係る徴収金の滞納者及び関係者の住居等の搜索又は動産の差押えに関すること。

2 前項の規定により委任を受けた職員は、その身分を示す証明書（別記様式）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（物件設置（変更）許可申請）

第25条 条例第20条の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出して行うものとする。

（1） 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2） 設置の場所

（3） 設置の目的

（4） 物件又は施設の構造

（5） 工事の実施方法

（6） 設置の面積及び延長

（7） 設置の期間

（8） 工事の着工及び完成の予定年月日

（9） 工事施行業者の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 断面図
- (4) 構造図

(公共下水道施設の工事等許可申請)

第26条 条例第23条第1項の申請は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工事又は維持の場所
- (3) 工事の実施方法
- (4) 着工及び完成の予定年月日
- (5) 工事施行業者の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 縦断面図
- (4) 構造図

(占有許可申請)

第27条 条例第25条第1項の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 占有の場所
- (3) 占有の目的
- (4) 物件又は施設の構造
- (5) 工事の実施方法
- (6) 占有の面積及び延長
- (7) 占有の期間
- (8) 工事の予定期間
- (9) 工事施行業者の名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 断面図
- (4) 構造図

(公共ます及び取付管の修理等に要する費用)

第28条 条例第28条の規定により管理者が定める公共ます及び取付管の修理等に要する費用は、当該修理等に係る工事に要する一切の費用とする。

(公共ます及び取付管の新設等申請)

第29条 条例第29条の許可の申請は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を管理者に提出して行うものとする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 新設等の場所
- (3) 必要な理由
- (4) 新設、増設又は改築の別
(届出書等)

第30条 次の各号に掲げる届出等は、それぞれ当該各号に定める書類により行うものとする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による届出 排水設備・排水施設工事完了届出書又は除害施設工事完了届出書
- (2) 条例第7条第2項の検査済証の交付 排水設備・排水施設検査済証又は除害施設検査済証
- (3) 条例第16条第1項第3号の申告書の提出 汚水排水量認定申告書
- (4) 条例第16条の2第1項の規定による申告 汚水の水質等申告書
- (5) 条例第22条第1項の規定による届出 公共下水道付近掘削届出書
- (6) 条例第25条第2項の許可書の交付 公共下水道、都市下水路占用許可書
- (7) 下水道使用料の納入の通知 納入通知書
- (8) 下水道使用料の督促 督促状
- (9) 下水道使用料の収納 現金領収帳
(帳票の様式)

第31条 別記様式に定めるもののほか、この規程に定める帳票の様式は、管理者が別に定める。

(その他)

第32条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 北九州市都市計画下水道受益者負担金徴収事務委任規則等を廃止する規則（平成24年北九州市規則41号）による廃止前の北九州市下水道条例施行規則（昭和46年北九州市規則第68号）第6条の規定により交付された排水設備指定工事店証及び同規則第17条第1項の規定により交付された責任技術者証は、それぞれ第6条の規定により交付された排水設備指定工事店証及び第14条第1項の規定により交付された責任技術者証とみなす。

別表第1（第2条関係）

汚水のみを排除すべき排水管の内径及び勾配

排水人口	排水管の内径及び勾配
75人未満	75ミリメートル以上（勾配100分の2.5以上）
75人以上150人未満	100ミリメートル以上（勾配100分の2以上）
150人以上300人未満	150ミリメートル以上（勾配100分の1.5以上）
300人以上600人未満	200ミリメートル以上（勾配100分の1.3以上）
600人以上	250ミリメートル以上（勾配100分の1以上）

別表第2（第2条関係）

雨水又は下水を排除すべき排水管の内径及び勾配

排水面積	排水管の内径及び勾配
100平方メートル未満	75ミリメートル以上（勾配100分の2.5以上）
100平方メートル以上200平方メートル未満	100ミリメートル以上（勾配100分の2以上）
200平方メートル以上600平方メートル未満	150ミリメートル以上（勾配100分の1.5以上）
600平方メートル以上	200ミリメートル以上（勾配100分の1.3以上）

別表第3（第19条関係）

換算するもの		換算の方法
(1) 条例別表第4に掲げる基本 汚水排除量の数値		換算する数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(2) 条例別表第4に掲げる基本 使用料の額		換算する額に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。
(3) 条例 別表第4に 掲げる従量 汚水排除量 の数値	ア 11、26、5 1、201、1、 001及び10、 001	換算する数値から1を減じて得た数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じて、0.1を加える。
	イ 25、50、2 00、1、000 及び10、000	換算する数値に、対象月数を乗じ、使用日数を対象日数で除して得た数を乗じる。

注

- 1 対象月数は、汚水排除量の認定が1月ごとに行われる場合にあっては1、2月ごとに行われる場合にあっては2とする。
- 2 使用日数は、月の中途において下水道の使用を開始し、又は中止をした場合の使用料の算定に係る使用の期間の日数とする。
- 3 対象日数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数とする。
 - (1) 月の中途における使用の開始の場合（当該使用を中止した場合で、当該使用の期間に定例日がないときを含む。）
 - ア 汚水排除量の認定が1月ごとに行われるとき 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数
 - イ 汚水排除量の認定が2月ごとに行われるとき 使用を開始した日以後の最初の定例日の属する月の前々月の当該定例日の応当日の翌日から当該定例日までの日数
 - (2) 月の中途における使用の中止の場合
 - ア 汚水排除量の認定が1月ごとに行われるとき 使用を中止した日以前の直近の定例日の翌日から当該定例日の属する月の翌月の当該定例日の応当日までの日数

イ 汚水排除量の認定が2月ごとに行われるとき 使用を中止した日以前の直近の定例日の翌日から当該定例日の属する月の翌々月の当該定例日の応当日までの日数

- 4 換算後の基本汚水排除量又は従量汚水排除量の数値に小数点以下第1位未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。
- 5 換算後の基本使用料の額に1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

別記様式（第24条関係）

(表)

第 号	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">契印</div> 下水道使用料等徴収職員証		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">写真契印</div> </div> 所 属 職氏名 年 月 日生 年 月 日交付 北九州市上下水道局長 印	6 センチ メートル
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 10px; margin-bottom: 5px;"></div> 9 センチメートル				
(裏)				

- 1 本証は、下水道損傷負担金、工事負担金及び使用料の賦課徴収に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときはいつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、交付の日から4年とする。

北九州市水道局管理規程第38号

北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田 一彦

北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(受益者の地積)

第1条 北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号。以下「条例」という。）第4条に規定する受益者負担金（以下「負担金」という。）の額の算定の基礎となる地積は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳その他の公簿の地積による。ただし、公簿により難いときは、管理者は、実測その他の方法により認定することができる。

(受益者等の申告)

第2条 条例第5条第1項に規定する賦課対象区域の公告の日現在において、当該賦課対象区域内に土地を所有する者は、管理者が指定する日までに当該土地の所在、地積等を下水道事業受益者申告書により管理者に申告しなければならない。この場合において、条例第2条第1項ただし書に規定する地上権等を有する者があるときは、土地の所有者は、当該地上権等を有する者と連署して申告しなければならない。

2 前項の土地が共有であるときは、共有者のうちから代表者を定めて、その代表者が申告を行うことができる。

(不申告等の取扱い)

第3条 管理者は、前条に規定する申告がないとき、又は申告の内容が事実と異なると認めるときは、申告によらないで認定することができる。

(連帯納付義務)

第4条 第2条第1項前段に規定する賦課対象区域内の土地を共有している者は、当該土地に係る負担金を連帯して納付する義務を負うものとする。

2 前項に規定する連帯納付義務については、国税通則法（昭和37年法律第66号）第8条の規定を準用する。

(負担金の納期等)

第5条 受益者は、条例第6条第1項に規定する負担金の額を12で除して得た額を次に定める納期に納付しなければならない。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、最初の納期に納付すべき額に加算するものとする。

(1) 初年度

第1期 12月15日から同月25日まで

第2期 翌年2月15日から同月末日まで

(2) 平年度

第1期 8月15日から同月末日まで

第2期 10月15日から同月末日まで

第3期 12月15日から同月25日まで

第4期 翌年2月15日から同月末日まで

(3) 最終年度

第1期 8月15日から同月末日まで

第2期 10月15日から同月末日まで

- 2 管理者は、納期を変更する必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、納期を別に定めることができる。

(負担金の納期前納付等)

第6条 受益者は、前条に規定する各納期に納付すべき金額（以下「期別納付額」という。）を納期前に納付することができる。

- 2 条例第6条第4項ただし書の規定による負担金の一括納付は、期別納付額の納期前納付とみなす。

- 3 前2項の規定により受益者が負担金を納期前に納付した場合には、これらの規定により納期前に納付した期別納付額の100分の1に、納期前の月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額に相当する額の合計額を報奨金として交付する。ただし、その額に10円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨て、その全額が10円未満である場合並びに当該受益者に未納に係る徴収金がある場合及び受益者が国又は地方公共団体である場合は報奨金を交付しない。

(負担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、受益者が条例第7条各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該受益者が納期限までに納付することができない金額を限度として、2年の範囲内において負担金の徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期日を定めることを妨げない。

- 2 管理者は、条例第7条第1号に該当する場合で、その土地の状況に特別の理由があると認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、2年を超えて負担金の徴収を猶予することができる。

3 負担金の徴収猶予を受けようとする者は、その理由その他必要な事項を下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書により管理者に申請しなければならない。

4 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、申請者に下水道事業受益者負担金徴収猶予決定（却下）通知書により通知するものとする。

（徴収猶予の取消し）

第8条 管理者は、前条第4項の規定により負担金の徴収猶予を受けた受益者が次の各号のいずれかに該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

（1） 前条第1項後段の規定により分割して納付することを認めた負担金をその納期限までに納付しないとき。

（2） 徴収の猶予を受けた受益者の財産の状況その他事情の変化により、その猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

2 管理者は、前項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該取消しを受けた受益者に下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書により通知するものとする。

（負担金の減免）

第9条 条例第8条第2項の規定による負担金の減免を受けようとする者は、その理由その他必要な事項を下水道事業受益者負担金減免申請書により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その可否を決定し、申請者に下水道事業受益者負担金減免決定（却下）通知書により通知するものとする。

（繰上徴収）

第10条 管理者は、負担金の額が確定した受益者が次の各号のいずれかに該当する場合で、その納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、納期限前であってもその納期限を繰り上げて徴収することができる。

（1） 国税、地方税その他公課の滞納処分を受けるとき。

（2） 強制執行を受けるとき。

（3） 破産手続開始の決定を受けたとき。

（4） 競売の開始を受けたとき。

（5） 受益者である法人が解散したとき。

（6） 受益者の死亡により相続人が限定承認したとき。

(7) 詐偽その他不正の行為により負担金の賦課徴収を免れ、又は免れようとしたとき。

2 管理者は、前項の規定に基づき納期限を繰り上げて徴収するときは、その旨を当該受益者に納期限変更告知書により通知するものとする。

(受益者の変更)

第11条 条例第9条に規定する受益者の変更があったときは、その当事者は連署して、その理由その他必要な事項を下水道事業受益者異動申告書により管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定による届出があったときは、従前の受益者には負担義務の変更及び消滅した額を下水道事業受益者負担金納入義務消滅変更通知書により、新たに受益者となった者には納付する負担金の額及びその納付期日を下水道事業受益者負担金決定通知書により通知するものとする。

(延滞金の減免)

第12条 条例第11条の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、その理由その他必要な事項を延滞金減免申請書により管理者に申請しなければならない。

(納付管理人)

第13条 受益者は、市内に住所を有しないとき、又は有しなくなったときは、自己に代わって負担金の納付に関する事務を処理させるため、市内に住所を有する納付管理人を定めることができる。

2 受益者は、前項の規定により納付管理人を定めたときは、遅滞なく下水道事業受益者負担金納付管理人申告書により管理者に届け出なければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(住所の変更)

第14条 受益者又は納付管理人が住所を変更したときは、速やかに下水道事業受益者(納付管理人)住所変更届により管理者に届け出なければならない。

(帳票の様式)

第15条 この規程に定める帳票の様式は、管理者が別に定める。

(その他)

第16条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市水道局管理規程第39号

北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田 一彦

北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規程

北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号）第4条に規定する受益者負担金及び同条例第10条に規定する延滞金（以下「負担金等」という。）の徴収に関する事務のうち、次に掲げる事務に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条第5項の規定により国税滞納処分の例によることができるとされる負担金等の滞納処分に係る国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する徴収職員の権限を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第2項の規定により負担金等の徴収に関する事務に従事する職員に委任する。この場合において、当該職員にその身分を示す証票（別記様式）を交付する。

- (1) 負担金等に係る徴収金の徴収に関する調査のための質問又は検査に関すること。
- (2) 負担金等に係る徴収金の滞納者及び関係者の住居等の搜索又は動産差押えに関すること。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式

(表)

第	号	契 印	
下水道事業受益者負担金徴収職員証			
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 写 真 <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">契 印</div> </div>		所 属	
		北九州市上下水道局	課
		職 名	氏 名
		昭・平	年 月 日生
		年 月 日交付	
北九州市上下水道局長			印

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

- 1 本証は、下水道事業受益者負担金及びその延滞金の徴収に関する事務を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、交付の日から4年とする。

北九州市水道局管理規程第40号

北九州市下水道暗渠の使用に関する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市水道局長 吉田 一彦

北九州市下水道暗渠の使用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市の公共下水道の暗渠^{きよ}(以下「下水道暗渠」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の対象等)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により使用を許可することができる下水道暗渠は、次に掲げるものとする。

(1) 汚水のみを排除すべき暗渠又は下水を排除すべき暗渠であって、当該暗渠の内径が800ミリメートル以上のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める下水道暗渠

2 下水道暗渠を使用できる者は、次に掲げる者とする。

(1) 国又は地方公共団体

(2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者

(3) 有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第3項に規定する有線テレビジョン放送施設者

3 下水道暗渠に設置できる物件は、電線及び下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第17条の3に規定する物件(以下「電線等」という。)とする。

(使用許可の申請等)

第3条 前条第1項に規定する下水道暗渠の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする下水道暗渠に係る電線等の設置工事の期間の初日の60日前までに、次に掲げる事項を記載した申請書を管理者に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 使用しようとする目的

(3) 使用しようとする下水道暗渠の位置

(4) 使用しようとする期間

(5) 設置する電線等の構造

(6) 電線等の設置工事の期間

(7) 工事の方法

(8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(添付書類)

第4条 前条の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、管理者が必要でないとき、その一部を省略することができる。

(1) 使用しようとする下水道暗渠の位置を明示した付近の見取図

(2) 使用しようとする下水道暗渠における電線等の設置箇所及び設置方法を表す仕様書及び図面

(3) 設置する電線等の形状、寸法、構造等に関する仕様書及び図面

(4) 電線等の設置工事の仕様書、図面及び工程表

(5) 設置する電線等の維持管理及び事故の対応に関する計画書

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(使用許可の基準)

第5条 第3条に規定する下水道暗渠の使用許可の申請があった場合において、その使用が公共下水道の管理上支障がなく、電線等が次に掲げる基準に適合するものであるときは、管理者はその使用を許可することができる。

(1) 電線等を設置する箇所は、下水の排除に影響がない箇所であること

(2) 電線等を設置する下水道暗渠の断面積に占める電線等の断面積の割合が1パーセント以下であること。

(3) 電線等の構造が堅ろうで、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐食性及び耐水性のあるものであること。

(4) 電線等の設置工事及び電線等の維持管理の方法は、下水道暗渠の構造及び機能に影響を及ぼさないものであること。

(5) 電線等は、電圧のかからないものであること。

(使用許可の期間)

第6条 第2条第1項に規定する下水道暗渠の使用許可の期間（電線等の設置工事の期間を含む。以下同じ。）は、5年以内とする。

(使用許可事項の変更)

第7条 下水道暗渠の使用許可を受けた者は、第3条第2号から第8号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請については、第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、第3条中「受けようとする者」とあるのは「を受けた者」と、

「使用しようとする下水道暗渠に係る電線等の設置工事の期間の初日」とあるのは「変更しようとする日」と読み替えるものとする。

(使用許可の更新)

第8条 使用許可の期間の満了後引き続き下水道暗渠を使用しようとする者は、管理者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請については、第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、第3条中「前条第1項に規定する」とあるのは「使用許可の期間の満了後引き続き」と、「電線等の設置工事の期間の初日」とあるのは「使用許可の期間の満了の日」と、「60日」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

3 第1項に規定する使用許可の申請があった場合において、管理者は、公共下水道の管理上支障がないと認めるときは、5年を超えない期間で更新することができる。

(使用料)

第9条 下水道暗渠の使用許可を受けた者は、別表に定める算定基準により算出した額に100分の105を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の使用料を納付しなければならない。

(使用料の納期)

第10条 使用料の納期は、次のとおりとする。

(1) 使用許可の期間の初日の属する年度の使用料は、その使用許可の期間の初日

(2) 使用許可の期間が翌年度以後にわたる場合の翌年度以後の使用料は、当該年度の4月30日

(使用料の減免)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体において、公用又は公共用に供するとき。

(2) 地震、火災、水害等の災害により、下水道暗渠の使用許可を受けた者が、下水道暗渠を使用の目的に供し難いと認めるとき。

(3) 市の事務事業と密接な関連を有する事業の用に供するとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が公益上特に必要と認めるとき。

(使用料の不返還)

第12条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可台帳)

第13条 管理者は、下水道暗渠の使用許可を行ったときは、使用許可台帳を備え、常にその現状を明らかにしておくものとする。

(その他)

第14条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

設置する電線	算定基準	
	単位	額
外径が20ミリメートル以下のもの	使用する下水道暗渠の長さ1メートルにつき1年	262円
外径が20ミリメートルを超え30ミリメートル以下のもの	使用する下水道暗渠の長さ1メートルにつき1年	329円
外径が30ミリメートルを超えるもの	使用する下水道暗渠の長さ1メートルにつき1年	461円

備考

- 1 使用する下水道暗渠の長さが1メートル未満であるとき、又は使用する下水道暗渠の長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算する。
- 2 使用許可の期間が1年未満であるとき、又は使用許可の期間に1年未満の端数があるときは、月割りにより計算し、1月未満の端数があるときは、日割りにより計算する。